令和４年度事業報告

Ⅰ　はじめに

令和５年５月から新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－１９）の法的な位置づけが「２類相当」から「５類」へ移行する方針が政府から示され、我々の生活も新型コロナウイルスと共生する社会へと転換する中、令和４年度の当会の事業執行においても、研修会や相談会などの開催はほぼコロナ禍前の状況に戻りつつあると言える。会員同士の交流の機会を増やせるよう、感染対策に留意しながらも、Zoom を利用した研修会や会議の開催、Web や電話での相談など便利なツールは残しつつ、創意工夫して事業執行にあたることができたと言える。

令和３年４月２１日、「民法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第２４号）及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（令和３年法律第２５号）が成立した。これにより、所有者不明土地の「発生の予防」の観点から任意とされていた相続登記や住所等変更登記が義務化されるとともに、相続等によって所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて国庫に帰属させる制度を創設することとなった。また「利用の円滑化」の観点から所有者不明土地 ・建物のみに特化して管理を行う所有者不明土地・建物管理制度及び管理不全土地・建物管理制度が令和５年４月から施行された。我々司法書士は、これらの社会問題に対し相続登記の義務化への対応、新たな土地・建物管理人や見直しがされた不在者財産管理人や相続財産管理人等の財産管理人としての役割、土地所有権の国庫への帰属の承認手続における役割等、専門家として対応が求められている。岐阜県司法書士会としては、日本司法書士会連合会、法務省及び法務局からの情報をいち早く会員に情報提供するとともに、研修会等を通して随時最新の執務に役立つ情報を提供していきたい。

令和４年８月３日に司法書士制度は１５０周年 の節目を迎えることができた。これもひとえに諸先輩方が 司法書士としての職責に誇りを持ち、変容する国民の法的需要に真摯に応えてきたことによる積み重ねだと感じている。我々司法書士はこの制度に甘んじることなく、これまで以上に社会の期待に応えるため、国民の権利擁護の担い手としての職責をこれまで以上に果たしていく必要があると感じている。

最後に本年度は初の試みとして、日本司法書士会連合会並びに岐阜地方法務局の後援のもと、令和５年２月１１日に～司法書士と日本赤十字社との連携による～「相続・遺言のセミナーと相談会」を開催することができた。今後も法的サービスの市民への提供事業として、相続登記促進への対応をはかり、相談事業等を充実させ、市民のニーズに対応した新たな事業に取り組むことを次年度以降においても実現させていきたい。

総括は以上であり、各重点事業に関する具体的報告は以下のとおりである。

Ⅱ 事業目標を達成するための重点項目

令和４年度は、次の４つの重点項目に基づいて各種の重点事業に取り組んだ。

１　市民への法的サービスの提供事業

２　会議運営、研修会並び懇親事業の改革と運用

３　成年後見制度及び財産管理業務を中心とした司法書士業務を充実する事業

４　IT、DX などのデジタル化に対応する事業

Ⅲ 重点事業

１　市民への法的サービスの提供事業

（１）司法書士総合相談センターの活用方法の検討とその運営

・相続登記相談センターとの棲み分け

「相続登記相談センター」、「司法書士による電話相談」、「総合相談センター」における整理統合について昨年に引き続き検討した。

　コロナ禍により休止中であった総合相談センターについては、本年度途中より実施を再開した。また、休止中の総合相談センターにかわる相談窓口として、昨年に引き続き「司法書士による電話無料相談」を設置し、専用ダイヤル２回線により毎週木曜日と第４日曜日に電話相談事業を行った。

・電話相談、面談相談、Web による相談方法及びその予約方法についての検討

相談方法の検討、Web による相談についての実証実験、相談員の報告方法等について検討を行い、相談員が適切に対応できるよう精査している。

（２）相続登記相談センターの運営

・日司連の相続登記促進事業に対応するため、昨年に引き続き「相続登記相談センター」を運営し、相続専用ダイヤルを設け第２日曜日に電話相談事業を実施した。

　また、市民に対する告知として、HP 等様々な媒体による告知を行った。

（３）法教育活動の充実

・高校生を対象とした、いわゆる「学校へ行こう」事業を継続し、県下１０校において講座を実施した。また、岐阜県と連携して中濃特別支援学校で出前講座を実施した。

・成年年齢引き下げへの対策と消費者問題の周知に関する事業及びその方法について検討した。

（４）ギャンブル・薬物等依存症の問題と新たな多重債務問題への対応

・岐阜県の多重債務無料相談へ相談員を派遣した。

・岐阜県ギャンブル等依存症対策推進計画に参画した。

・「消費者問題懇親会」等に参加し情報交換・情報提供の機会を設けた。

（５）行政機関との連携

・（４）の相談員派遣のほか、法務局等の依頼に応じて相談員を派遣した。

・自治体における各種委員会、協議会への委員推薦に対応した。

２　会議運営、研修会並び懇親事業の改革と運用

（１）理事会等への Web 会議システムの構築

・コロナ禍における会議の対応として、引き続き Zoom を利用した会議を推進した。

（２）研修会の体制の検討

・昨年度に引き続き、Zoom を利用した同時配信研修を２回実施し、会員各自が事務所等で受講できるようにした。また、集合研修を１回実施した。

（３）会員間交流事業の検討と運用

３　成年後見制度及び財産管理業務を中心とした司法書士業務を充実する事業

（１） 成年後見制度利用促進計画への対応

・リーガルサポート岐阜県支部と協調・連携し、市町の成年後見制度利用促進にかかる中核機関設置に向けた協議会に会員を推薦した。

（２）財産管理業務等への取組みの強化

・財産管理人名簿管理委員会において財産管理人名簿の維持管理、有効活用等について検討した。

・財産管理人制度に関する広報用パンフレットを作成した。

４　IT、DX などのデジタル化に対応する事業

（１）改正不動産登記法への対応

（２）商業・法人登記への対応

・令和４年１０月２２日（土）第２回研修会「基礎から学ぶ電子契約について」を開催した。

・IT 化及びデジタル化等に関する日司連からの情報を会員に提供した。

（３）裁判手続の IT 化への対応

・法制審議会民事訴訟法（IT 化関係）日司連バックアップ会議に参加した。

・裁判の IT 化に関する研修会等の情報を会員に提供した。